

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月21日答申分

## ○答申の概要

|                    |    |
|--------------------|----|
| 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
|--------------------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900005号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年5月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年5月から同年8月までの標準報酬月額については28万円から36万円、同年9月から平成25年8月までの標準報酬月額については34万円から36万円とする。

平成24年5月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年5月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年5月1日から平成25年9月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額と比べて低い記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成24年及び平成25年賃金台帳並びに請求者から提出された給料明細書により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン

記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を訂正することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、上記賃金台帳及び給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年5月から平成25年8月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年5月1日から平成25年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。